

子育て支援サービス

登 申 マークのある事業は、ご利用前に登録・申請などの手続きが必要です。各問合せ先へお問い合わせください。

子ども家庭支援センター「きらら中央」

子どもと子育てに関する相談に応じるとともに、さまざまな子育て支援サービスを提供しています。また、「中央区要保護児童対策地域協議会」の事務局として、児童相談センターや区内関係機関と連携を図りながら、要保護児童等の早期発見・適時適切な保護や支援を行い、児童虐待や非行などを防止しています。

なお、勝どき分室・日本橋分室・十思分室では、一時預かり保育、トワイライトステイなどのサービスを提供しています。（※実施している事業は分室ごとに異なります。）

所在地

- ・子ども家庭支援センター「きらら中央」
中央区明石町12-1(中央区保健所等複合施設4階)
☎(3542)6321
- ・子ども家庭支援センター「きらら中央」勝どき分室
中央区勝どき1-4-1(3階)
☎(3534)2103
- ・子ども家庭支援センター「きらら中央」日本橋分室
中央区日本橋蛸殻町1-31-1(日本橋区民センター2階)
☎(3666)4267
- ・子ども家庭支援センター「きらら中央」十思分室
中央区日本橋小伝馬町5-1(十思スクエア1階)
☎(3665)6530

(地図はP74～80をご覧ください。)

受付時間

きらら中央(明石町)、日本橋分室、十思分室
午前9時～午後5時
勝どき分室
午前9時～午後6時

休館日

きらら中央(明石町)、勝どき分室 祝日・年末年始
日本橋分室、十思分室 土曜日・日曜日・祝日・年末年始



きらら中央(明石町)受付窓口



勝どき分室(子育て交流サロン「あかちゃん天国」)

【子ども家庭支援センター】





子どもと子育て家庭の総合相談

18歳未満の子どもと子育て家庭に関するあらゆる相談に応じ、必要により専門機関の紹介などを行います。

相談の内容に応じて保健、心理、福祉などの専門相談員が個別にお話を伺います。

お子さんに関して、悩みや不安がありましたらお気軽にご相談ください。

※来所される場合は、あらかじめご連絡ください。

相談電話

☎(3542)6322



【子どもと子育て家庭の総合相談】



一時預かり保育

登 申

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの場合に一時的にお預かりする「一時保育」と、保護者の出産や入院などの緊急な理由によりお預かりする「緊急保育」の2つの事業があります。

◎利用対象

0歳(生後57日)から6歳(未就学児)まで

◎実施場所

- ・子ども家庭支援センター「きらら中央」勝どき分室
- ・子ども家庭支援センター「きらら中央」日本橋分室
- ・子ども家庭支援センター「きらら中央」十思分室

◎利用時間

- ・一時保育
午前9時～午後5時(1時間単位で利用)
- ・緊急保育
午前9時～午後5時
(1日単位で利用、原則2日以上30日以内)

◎利用料金

- ・一時保育 1時間 800円
- ・緊急保育 1日 2,000円(減免制度あり)

※次の施設でも運営事業者の独自事業として一時預かり保育を実施しています。詳しくはお問い合わせください。

昭和こども園	☎(5542)1731
京橋こども園	☎(3564)5532
阪本こども園	☎(6661)9080
晴海こども園	☎(3534)3553
晴海西こども園	☎(6204)2855
まなびの森保育園銀座	☎(6264)4650

問合せ先

勝どき分室	☎(3534)2103
日本橋分室	☎(3666)4267
十思分室	☎(3665)6530

「施設利用の予約・取消・確認等」については各施設へお問い合わせください。



【一時預かり保育】





トワイライトステイ

登 申

仕事などの理由により帰宅が夜間となる場合に、お子さんをお預かりします。

◎利用対象

2歳から小学6年生まで

◎実施場所

子ども家庭支援センター「きらら中央」勝どき分室

◎利用時間

午後5時～午後10時

◎利用料金

1回 2,000円(減免制度あり)

夕食代 1食400円(持ち込みも可)

※京橋こども園でも運営事業者の独自事業としてトワイライトステイを実施しています。詳しくはお問い合わせください。

京橋こども園

☎(3564)5532

問合せ先

勝どき分室

☎(3534)2103

「施設利用の予約・取消・確認等」については各施設へお問い合わせください。

【トワイライトステイ】



子どもショートステイ

登 申

疾病などの理由により、養育が一時的に難しくなったときに、区が委託する施設または協力家庭で短期間お預かりします。

◎利用対象

- ・乳児院 生後57日目から3歳未満まで
- ・児童養護施設 2歳から中学3年生まで
- ・協力家庭 2歳から小学6年生まで

◎利用期間

- ・乳児院、児童養護施設 原則7日(6泊7日)以内
- ・協力家庭 原則3日(2泊3日)以内

◎利用料金

1日(24時間以内) 6,000円(減免制度あり)

※以降1日増えるごとに3,000円加算

問合せ先

子ども家庭支援センター「きらら中央」

☎(3542)6322

【子どもショートステイ】





病児・病後児保育

登 申

仕事などの理由により、入院加療の必要のない病中または病気回復期のお子さんを家庭で看護できないときに区が委託する病児・病後児保育室でお預かりします。

◎利用対象

生後7か月から小学3年生まで

◎実施場所

<病児・病後児保育室>

- ・ 聖路加国際病院附属保育所 聖路加ナーサリー (定員6名)
- ・ 病児・病後児保育室 ゆめみらい(定員6名)

<病後児保育室>

- ・ ニチイキッズさわやか日本橋浜町保育園 (定員4名)
- ・ 勝どき小児クリニック病後児保育室(定員6名)

◎利用料金

1日 2,000円(助成制度あり)

◎利用方法

事前にLoGoフォームより登録をしてください。詳しくは区のホームページをご覧ください。

問合せ先

子ども家庭支援センター「きらら中央」 ☎(3542)6321



【病児・病後児保育】



育児支援ヘルパーの派遣

登 申

育児や家事の支援を必要とする家庭に、区と契約した事業者からヘルパーを派遣します。詳しくはP16「育児支援ヘルパーの派遣」をご覧ください。

問合せ先

子ども家庭支援センター「きらら中央」 ☎(3542)6321



【育児支援ヘルパーの派遣】



緊急一時保育援助事業

申

保護者の入院などの理由により、家庭での保育が一時的に困難になったときに、区と契約した事業者から保育員(ベビーシッター)を派遣します。

◎利用対象

生後0か月から6歳(未就学児)まで

◎利用期間

原則として1か月以内(日曜、祝日、年末年始を除く)

◎利用時間

午前8時～午後6時の間で9時間以内

◎利用者負担金

利用時間および家庭の所得により異なります。

問合せ先

子ども家庭支援センター「きらら中央」
☎(3542)6321



【緊急一時保育援助事業】



ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援・緊急対応枠)

■一時預かり利用支援

保護者が都が認定しているベビーシッターを利用する場合の利用料を助成します。

◎対象期間

満6歳に達する年度の末日までのお子さん、障害のある満12歳(小学6年生)に達する年度の末日までのお子さん

◎利用日、時間

毎日(365日)、午前7時～午後10時

◎助成内容

ベビーシッター利用上限1時間当たり2,500円まで、児童1人当たりの年度及び月当たりの利用時間の上限あり

問合せ先 (一時預かり利用支援)

アデコ株式会社
中央区ベビーシッター事務局 ☎0120(574)261

■緊急対応枠

一時預かり保育(緊急保育)や緊急一時保育援助事業などを利用するまでの繋ぎの期間として、都が認定しているベビーシッターを利用する場合の利用料を助成します。利用するには、子ども家庭支援センターへの事前相談・利用承認が必要です。

◎対象期間

満6歳に達する年度の末日までのお子さん、障害のある満12歳(小学6年生)に達する年度の末日までのお子さん

◎利用日、時間

毎日(365日)、午前7時～午後10時

◎助成内容

ベビーシッター利用上限1時間当たり2,500円まで、児童1人当たり1回最大60時間、一会計年度2回まで

問合せ先 (緊急対応枠)

子ども家庭支援センター「きらら中央」 ☎(3542)6321



【ベビーシッター利用支援事業】



こども誰でも通園制度

月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件等を問わず、時間単位で保育所等を定期的にご利用できる通園制度です。

◎利用対象

認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育施設等に通園していない、0歳6か月から2歳児クラス相当のこども

◎利用時間

子ども1人当たり月20時間、1日当たり8時間まで

◎利用方法

複数月の定期利用(曜日や時間帯固定)

◎利用料金

原則無償

問合せ先

福祉保健部保育課保育計画係 ☎(3546)5739



【こども誰でも通園制度】



子育て交流サロン「あかちゃん天国」

お子さんと遊びながら仲間づくりをしたり、育児に対する不安を解消し、楽しく子育てをしませんか。

子育て交流サロン「あかちゃん天国」は、子育てに関するさまざまな情報交換や交流の場として、また、必要な方には育児に関する相談や助言を行うことを目的としたひろばです。お気軽にご利用ください。



【あかちゃん天国】

◎利用対象

区内在住の

- ・0歳から3歳になった最初の3月31日までの乳幼児とその保護者
- ・妊娠中の方



子育て支援サービス



乳幼児クラブ(児童館)

各児童館では、子育て支援の一環として「乳幼児クラブ」を開設し、保護者とお子さんが一緒に楽しみながら親子の絆が深められる事業を行っています。季節感を取り入れたミニ行事や親子の遊び、いろいろな遊具を使っの自由遊びなどにより、親同士・子ども同士の交流を図ることもできます。

◎対象

区内在住で保育園、幼稚園に入園していないお子さん(0歳児から未就学児)とその保護者

◎その他

参加費は必要ありません。随時入会できます。
※詳細は各児童館へお問い合わせください。



【乳幼児クラブ(児童館)】

◎実施日時

おおむね週1回で、時間は午前中の1時間程度です。
※学校休業日(春・夏・冬休みなど)および祝日・年末年始はお休み



ファミリー・サポート・センター

子育ての手助けが必要な方(依頼会員)と、子育ての手助けができる方(提供会員)が会員になり、お互いに助け合いながら地域の中で子育てをする相互援助活動です。

◎登録方法

依頼会員・提供会員ともに事前の登録が必要です。詳しくはお問い合わせください。

◎会員資格

- ・依頼会員：区内在住で、生後57日以上12歳(小学6年生)以下のお子さんを育てている方
※障害や疾病がある場合はあらかじめセンターにご相談ください。
- ・提供会員：満20歳以上の、健康で子育て経験などがあり、子育ての援助に理解と熱意のある方でセンターが実施する講習会を受講していただいた方

問合せ先

中央区社会福祉協議会 ファミリー・サポート・センター
☎(3206)0120



【ファミリー・サポート・センター】

未就学児の遊び場「すきっぷ」

「あかちゃん天国」を卒業した3～5歳児と、保護者の方が遊んで過ごせる場所です。対象のお子さんの弟妹も一緒に利用できます。

◎利用対象

区内在住の3歳になったあと最初の4月1日から就学前までの幼児とその保護者の方(上記のお子さんの弟妹がいる場合は、一緒にご利用いただけます。)

◎実施場所

・子ども家庭支援センター「きらら中央」勝どき分室
勝どき1-4-1 ☎(3534)2103

◎利用時間

午前9時～午後4時(祝日及び年末年始のほか、休止日があります。詳しくは施設にお問い合わせください。)

◎利用料

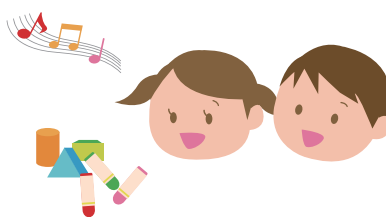
無料

◎利用方法

直接施設にお越しください。



【未就学児の遊び場「すきっぷ」】



親子で親しむ浜離宮

1年を通じて季節ごとの花が咲き、緑あふれる浜離宮恩賜庭園で自然に親しみ、親子でゆっくりとした時間を満喫してもらうため、6月から3月末まで、子どもと同伴する保護者などの入園料を区が負担します。

◎対象者

区内在住の0歳から中学生までの子どもがいる家庭

◎入園料

子ども一人につき保護者(同伴者)2名まで入園料無料(水上バスで来場の場合は対象外)

◎入園方法

乳幼児医療証または子ども医療証を入園窓口で提示

◎その他

4月1日から5月31日までの「浜離宮花と緑の集い」期間中は、「区のおしらせ ちゅうおう」などに掲載する入園整理券により無料で入園できます。

「浜離宮花と緑の集い」についての問合せ先

総務部総務課総務係

☎(3546)5233



【浜離宮花と緑の集い】

問合せ先

福祉保健部子ども子育て支援課子ども子育て支援係
☎(3546)5444



【親子で親しむ浜離宮】





赤ちゃんファースト

子育てで家庭に対し、出産後、子育て支援サービスの利用や育児用品等と交換できる10万円相当のギフトカードを支給します。

◎支給対象者

以下①②の両方に該当する子どもの養育者

- ①子どもが令和7年4月1日以降に出生していること
- ②子どもが誕生日時点で都内に住民登録がされていること

※赤ちゃんファースト+(プラス)(3万円相当)

令和8年1月1日以降令和9年3月31日までの間に子どもが出生しており、誕生日時点の住所が都内にある子どもの養育者が対象です。

※詳しくは都のホームページをご覧ください。



【赤ちゃんファースト(東京都)】



バースデーサポート

2歳を迎えるお子さんがいる家庭の子育てを応援するために、子育ての状況を把握し、必要な情報提供や相談支援を行うとともに、子育て支援サービスの利用や育児用品等と交換できるWebカタログギフトを支給します。

◎支給対象者

2歳を迎える子どもがいる区内の子育て世帯

◎支給要件

- ・お子さんの2歳の誕生日時点で区内に住民登録がされていること。
- ・Webアンケートに回答すること。

◎ギフトの内容

- 第1子：6万円相当
- 第2子：7万円相当
- 第3子以降：8万円相当



問合せ先

中央区保健所健康推進課
☎(3541)5930



【バースデーサポート】



018サポート

都内に在住する18歳以下のお子さんに対し、一人当たり月額5,000円(年額6万円)を支給することで、学びなど子どもの育ちを切れ目なくサポートし、「子育てのしやすい東京」を実現します。

詳しくは都のホームページをご覧ください。

問合せ先

018サポート給付金コールセンター ☎0120(056)018



【018サポート】